

平成20年度 市長と語ろう！笠間タウントーク 事前質問・回答

【一覧】

番号	内容	担当課
1	①食改推進員養成講座を開催してほしい。 ②広報かさま「かさま食彩」をカラーに戻してほしい。	①健康増進課 ②秘書課
2	集落営農組織への行政からの支援強化について ①～⑥項目	農政課・農村整備課
3	①市道の側溝の排水について ②友部郵便局前の丁字路について ③耕作放棄地について	①②道路整備課 ③農政課・環境保全課
4	①不法投棄について ②街の中の交通について ③国道355号、八反山バス停付近の看板について	①環境保全課 ②都市建設課 ③商工観光課
5	①友部図書館ボランティアの活動専用の場所がほしい。 ②友部地区の民話の収集について	①友部図書館 ②生涯学習課
6	シルバーリハビリ体操について	高齢福祉課
7	特設相談所開設日の広報について（防災無線）	総務課
8	①歴史資料等の保管と展示について ②笠間城跡の発掘調査について	生涯学習課
9	①犬の散歩マナーについて ②ポイ捨てごみについて	環境保全課
10	①フットサルコートについて ②通学路の街路灯の設置について	①スポーツ振興課 ②市民活動課
11	①物価高騰による市の支援策について ②イオン進出による商業対策について ③市の財政削減策と職員の経費節減活動について ④法人会の行政での認識	①②商工観光課 ③財政課・管財課・総務課 ④税務課
12	岩間公民館跡地の活用について	生涯学習課
13	消防団員の報酬単価の引き上げについて	消防本部総務課
14	1. 幹線道路の整備計画について 2. 国道355号バイパス（岩間～羽鳥間）について 3. 「笠間市防災のしおり」について	1. 都市建設課・岩間支所道路整備課 2. 岩間支所道路整備課 3. 総務課
15	①公立小中学校の適正規模について ②少子化対策重点施策事業での出生数増加見込みについて ③市街開発と出生数の増減率の相関関係による地域間格差について ④PTA 予算補助について ⑤～⑨少子化対策案について	①学務課 ②子ども福祉課 ③企画政策課 ④生涯学習課 ⑤～⑨子ども福祉課
16	登下校のための国道355号への歩道の設置について	岩間支所道路整備課
17	①環境問題で活動する団体について ②環境問題に対する市の考え方 ③環境美化推進協議会に対する市の考え方 ④合併後岩間地区が取り残されていると感じることについて	①～③環境保全課 ④企画政策課
18	特産物自然薯を生かす手立てについて	農政課
19	「いきいきヘルス体操教室」の広報について	秘書課
20	①市内小中学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置について ②教育現場の改善について ③家庭教育学級の改善について	①・②学務課 ③生涯学習課

2 1	①農作物の地産地消のデータと取り組み ②緑豊かな観光地について	①農政課 ②都市計画課
2 2	①活動助成について ②トロフィーの贈呈について ③県道バイパス杉崎・友部線の進捗状況と今後の方針について	①市民活動課 ②秘書課 ③都市建設課・下水道課集落排水推進室
2 3	「子育てサロン」の活動補償について	社会福祉課
2 4	CO2 削減への取り組みについて	環境保全課
2 5	①国民文化祭の開催について ②水戸市の世界遺産登録への動きについて ③笠間市の文化について	生涯学習課
2 6	ゴミ袋について	環境保全課
2 7	①宍戸小学校の施設の老朽化・耐震対策の計画について ②宍戸小学校の南側入口の改修について ③通学路について	①・②学務課 ③市民活動課・都市建設課
2 8	水路の環境整備について	本所道路整備課
2 9	①避難場所について ②災害時の対応について	総務課

【質問回答】

1	
【質問】 ①食改推進員養成講座を開催してほしい。 活動する上で人手不足です。誰でもすぐ入会できれば良いのですが、講習会を受講しなければ入会できないので、ぜひとも地区単位でも、市全体でも講習会を開いてほしい。 ②「かさま食彩」の写真をカラーに戻してほしい。推進員が献立をいろいろと考え、工夫して作るが、素材の新鮮さ、味覚をそそるような目で見て作ってみようと思う気持ちに、白黒では伝わらない。	
【回答】(担当課 ①健康増進課 ②秘書課) ①食改推進員養成講座の開催については、昨年8月の市政懇談会でもご質問があり、現状を分析して事業実施に向け検討していきたいと回答していました。 現在180名の食生活改善推進員の皆さんが、地区組織活動をされています。 養成講習会につきましては、昭和55年から平成15年まで隔年で3地区21回開催され延べ542名の方が研修されていますが、本人の都合や高齢等の理由により年々減少しています。 今後、食生活改善推進員の活動低下による健康づくり・食育推進の停滞を防止するため、平成21年度から年次計画で養成講習会を計画していきたいと考えています。 ②食改の皆さんのご意見を尊重し、広報かさま7月号よりカラーページに掲載しました。	

2	
【質問】 国際的には、穀物不足から価格が暴騰し、深刻な食糧危機に直面している。 しかし、わが国においては米価が年々低下（1俵60キロ10,000円程度）し、個別の稲作農家は赤字経営に転落して耕作放棄や離農が加速されている。水田転作の小麦価格は1キロ8円（2等は2円）1袋30キロの販売価格は240円という状況にある。 わが国の農政は、価格補償から所得保障へ転換し、国が認めた担い手だけに支援する政策が実施された。 このような中で、笠間市における基幹的な産業である農業に対する市の基本政策や具体的施策が見え	

にくい状況にある。特に、土地利用型の米・麦・大豆飼料作物などに対する独自政策が不足しているように思える。

そこで、地域農業の維持発展のため、きめ細やかな対策をお願いしたい。具体的には、集落営農組織が地域の担い手として、集落内の農家の農地を集積し、米麦などの生産販売事業に取り組んでいる場合、その組織に対し、行政面からの支援強化をお願いしたい。

- ①集積した農地の維持管理、特に灌漑排水施設のメンテナンス費用の援助
- ②農地条件の改良（明渠や暗渠の施工）の経費援助
- ③生産施設等の取得整備に対する援助
- ④組織の運営・管理に対する支援（人材養成、会計・管理システムの導入援助など）
- ⑤地域農業と景観保全のための農地・水・環境保全事業への支援
- ⑥集落営農組織の運営に対する財政援助

【回答】（担当課 農政課・農村整備課）

①②（農村整備課・農政課（②のみ））

市においては土地改良施設（明渠、用水施設等）の改修、修繕については笠間市土地改良事業補助金交付要綱に基づき事業に要する経費の 50%を限度とする（最高限度額 50 万円）補助制度があります。また大規模な事業に対しては国、県の補助事業を活用しそれに対しても市の補助負担もしておりますので該当する事業予定がある場合は農村整備課まで申し出ていただきたいと思います。

なお、農地の条件改良（暗渠排水）については、市単独事業として、暗渠排水の補助事業を予算の範囲内で実施しておりますので、詳細につきましては農政課までお問い合わせください。

※ 暗渠排水事業（H20 年度予算 200 万円）

資材費用の一部負担

竹の場合	1m 当たり	400 円以内
塩ビ管・土管（2 次製品）	〃	600 円以内

③（農政課）

認定農業者や一定の要件を満たす集落営農組織に対する支援として、国県において目的にあった補助事業があり、市では、必要とする補助事業の内容や申請方法について説明支援を行っていますので、ぜひご相談ください。

④（農政課）

組織の運営・管理に対する支援として、組織運営研修会、会計簿記講習会などが県を中心として開催されており、これらの研修会に参加されるよう随時、情報の提供を行っています。

今後も、県及び関係機関と連携を図りながら、組織への支援をしていきたいと思ひます。

⑤（農村整備課）

笠間市では土地改良を行った地域を対象に、19 年度から 6 地区、20 年度から 2 地区、計 8 地区（334ha）が現在活動中です。「友部地域環境保全の会」においては 8 つの自治会で構成されており、南友部では久保、宮前も入っております。本事業は地元組織が中心となって計画、活動をしていただくようになります。今年度においては 10 月まで採択期限が延長となりましたので詳細、要望等は農村整備課までご連絡をお願いします。

⑥（農政課）

集落営農組織運営については、それぞれの組織において、既存する補助事業や転作奨励金等を最大限に活用し、効率的運営を図っていただきたいと思いますと考えております。

3

【質問】

①市道で側溝がなく排水が悪く困っている。

イ 当橋爪地区第 4 班、度々申請しているが実現されず。

ロ 橋爪地区の市道（常磐線の南側）は道路が狭く、雨の日には車に水をはじかれ歩行者や自転車は大変困っている。

（イ・ロの今後の見通しを聞きたい）

②友部郵便局前の丁字路は変則十字路で、交通量が多く、学校も近く大変危険である。中学校側を削るとか、変形十字路でないようにできないか、今後の見通しは。

③農地の不耕作地は全国的なものと思われるが、当市においても相当面積であると思われる。雑草、雑木は繁茂し、環境も悪く、近隣では蚊、蜂の危険にさらされ、冬は火災の危険、防犯上も好ましくない。所有者に対して、行政として適正な管理をするよう是正勧告はしているのか。また、今後の見通しを伺いたい。

【回答】(担当課 ①②道路整備課 ③農政課・環境保全課)

① イについて

当該箇所は、昭和57年度に住宅団地開発により道路と雨水排水が整備され、その後、旧友部町に採納（寄付）になった道路です。排水整備につきましては、当時排水の流末を流すところがなく、浸透式により開発業者が整備したようです。ご存知のように浸透式の場合には、大雨時には、浸透しきれず路面に水が溜まる状況です。

今回、現場を確認しましたところ、流末について、友部中学校方面から来る道路（1級14号線）の流末排水が平成17年度に完了し、そこに流末を取る事が出来るようになりました。

以上のようなことから、排水整備を実施しますが、このような箇所が大変多いため、通学路など緊急性の高い路線より、年次計画を立て順次整備を進めていきますのでご理解をいただきたい。

また、末端道路の一部が、私道のため、その部分の整備につきましては、整備計画外と判断させていただきます。

ロについて

当該路線は、JR常磐線と平行に走る幹線市道2級7号線であります。現地調査を行いましたところ、雨の日に水が溜まる箇所は、道路の流末を取っているところで、地形的に低くなっております。JR側に排水溝が設けてあり、そこに流れるようになっています。

しかし、その道路の側溝が土砂等で埋まっている状況です。土砂等を撤去しただけでは、危険なため、側溝に蓋をかけ整備します。

②当該箇所は、友部中学校前で幹線市道1級13号線と1級14号線が接続する交差点であります。ご指摘のとおり1級13号線が中学校前でカーブしており、そのカーブの中に1級14号線が接続している交差点です。

両幹線道路とも中学校側に歩道が設置されており、また交差点には、信号機も設置されています。

以上のようなことから、この交差点付近は、比較的安全は確保されていると考えています。市としては、限られた財源の中、市内の交通危険箇所の早期解消を図るために、効率的な整備を図っていきたいと考えています。

③（農政課・環境保全課）

本市における耕作放棄地は約792haの面積が見込まれ、依然として増加傾向にあることから、耕作放棄地の解消と有効利用に向けた取り組みを農政課において実施しています。具体的な取り組みとしては、19年度よりの継続事業として、福原地区における油糧作物試験圃場の収穫搾油作業を実施し、その結果をもとに地元地権者への説明会を予定しています。

なお、本年度においては、市内耕作放棄地の全体調査を行うこととなっており、筆ごとの状況を把握することにより、進行状況にあった対応策を検討していく考えです。

また、環境保全課としては、一般空き地の雑草等（雑草、枯れ草又はこれに類するかん木類）の処理について、申立者からの内容照会を経て、現地確認及び所有者、地目の確認を行い、所有者（管理者）への雑草除去などの不衛生状態を改善するよう通知しています。その後、処理改善がなされない場合は、再度連絡を取りながら改善指導を行っています。

4

【質問】

①地域の道路沿いに不法投棄禁止の看板が多く見られるようになり市当局や関係団体による手立てに感謝したい。道路から少し奥に入った山林等には、古タイヤ、廃材、電化製品、自転車、耕運機の荷台、その他の品物、自転車も、何ヶ所か放置されたままになっている。いつも地域の問題に…。一方、捨てる人は品物を処理する場所へ持っていくとお金がかかる。だから、置いていくとのこと。監視や規制を強めても限界があるので、何らかの方策がとれないか。無理とは思いますが、何かの名目で助成するとか…。環境に関する条例や基本計画が生きて働き、住みよい笠間市にするためにも対策を一層講じていただければありがたい。

②街の中の交通について 車道と歩道を区別する縁石が古くなると道路の色と同じになって見えにくい。思わぬところに縁石があり、車が接触することもある。縁石を目立たせる工夫は？ 縁石の上の反射器具は、とれてしまうとそのままの状態（ついていない）が多い。高齢社会を迎えて、このようなことに目を向け、改善することにより、車も人も安全に通行できることを願っている。 ③国道355号、八反山バス停付近に「歓迎ようこそ笠間市へ またのおいでのおまちしています」という看板があるが、合併して2年以上が過ぎて、この看板はどうかと思う。
【回答】（担当課 ①環境保全課 ②都市建設課 ③商工観光課） ①民地に不法投棄された廃棄物は、原則土地所有者個人の処理となりますが、土地所有者が、道路沿いまで廃棄物を搬出していただければ行政と共同で撤去をしております。 なお、不法投棄された廃棄物については、土地所有者等がその処理をする場合は、処理費用をいただかないことにしています。 ② 道路舗装と縁石の色については、埃や排気ガスの影響により年数とともに同じような色になり、区別しにくくなってきます。区別しやすくする方法として、縁石に沿って白線を引き、縁石には反射板を設置する方法をとっております。白線が消えてしまったり、反射板が取れてしまったりしているところについては、道路の維持補修工事で対応しておりますが、確認しきれないところもあるかと思えますので皆さんからもご連絡いただければ幸いです。 また、県道につきましては水戸土木事務所に連絡し、対応していただくこととします。 ③現地を確認しまして、再利用するよう検討しています。

5
【質問】 ①要望 お話の部屋は友部図書館の開館に伴い結成された、子どもを対象に読み聞かせをするボランティアグループです。現在、活動するに際して、打合せや下調べ、読合せなどを行う場がないので、自由に使えて声の出せる場所がほしい。 ②質問 笠間市の民話を音訳資料にまとめてみないかとの話があつて、取り組むつもりでいる。資料を調べたところ、旧笠間市には「笠間の民話」上下巻に51編が、旧岩間町には「いわまの伝え話」一・二集に91編が収録されている。しかし、旧友部町には「友部町百年史」の第8編、観光・文化・民俗の第2章伝説のなかに7編、2ページと4分の1ほどしか見当たらない。旧友部町に民話が7編しか伝わっていないとは思えない。何れかにあるなら教えてほしい。もし、埋もれているならば、今の内に収集しなければ、貴重な文化遺産が永遠に失われてしまうように思うが、図書館・教育委員会・文化財担当など関係の方々がどのように考えているのか、伺いたい。 【回答】（担当課 ①友部図書館 ②生涯学習課） ①現在友部図書館では、ボランティア団体専用の施設はありませんが、活動のために提供できる部屋として、視聴覚室、館長室等、特に事前の申し込みがなくても必要に応じて、随時ご利用いただいております。しかし、専用の場所ということになりますと、現時点では難しい問題ではありますが、できる限り、ボランティアの皆さんの活動しやすい方向で検討していけるよう考えていきたいと思っております。 ②旧友部地区の民話についてはご質問のとおり、「友部町百年史」に記されている以外の資料は収集されていませんので、現段階においては現有資料での対応をお願いします。また、旧友部・岩間地区については各々で編纂した町史に伴う資料整理（目録作成及び保管場所の確保）がされておらず急務の案件と考えており、なるべく早期に実施する考えです。旧友部町の民話の収集は、関連するこれらの整理と平行して行えればと考えています。

6	
【質問】 誰でもどこでも、外でも、家の中でも手軽にできる運動なので、これから前・中期の高齢者にいつでも参加できる場を提供するシステムの設立を願っている。	
【回答】(担当課 高齢福祉課) 高齢者人口が増えていく中、シルバーリハビリ体操は、たいへん重要な介護予防事業と考えています。 また、各地区のシルバーリハビリ体操指導士会の皆さんには、地区公民館等において、当市高齢者の介護予防にご尽力いただいております。感謝申し上げます。 現在、岩間地区では、シルバーリハビリ体操指導士会の5人の皆さんにご指導いただいております。 平成19年度は11会場で92回開催し、延べ932人が参加されています。平成20年度においても、4月から現在までに36回実施しており、多数の方が参加されています。7月以降も含めると、平成19年度以上に計画・実施していくものと伺っています。 また、岩間包括支援センターでは、岩間地区シルバーリハビリ指導士会の協力を得て、シルバーリハビリ体操を岩間保健センターにおいて、11月から3月までに7回にわたって実施していく予定ですが、岩間公民館を利用する開催につきましては、関係機関と協議調整して実施できるように働きかけていく考えです。 今後も引き続き、各地区で高齢者クラブ等へ、シルバーリハビリ体操に参加していただけるよう呼びかけて、より多くの皆さんに参加していただけるよう、各地区の指導士会と連携を図りPR等を行うとともに、この事業の推進に力をいれて行きたいと考えていますので、笠間市シルバーリハビリ体操指導士会の皆さんのご協力をよろしくお願いします。	

7	
【質問】 特設相談所開設日の広報について 現在、文書による告知広報を行っているが、回覧文書多種多様にわたるため、広報効果が十分とはいえない。見落とす相談者が少なくない。合併前の防災無線による周知策（広報）を復活してほしい。	
【回答】(担当課 総務課) 現在、行政からの各種情報につきましては、回覧文書量の削減と作業の効率化を図るため、各課で個別に作成するのでなく週報（「広報かさま お知らせ版」）に集約し、できるだけ読みやすいレイアウトにしてお知らせしております。 防災無線につきましては、岩間地区は屋内の戸別受信機による放送、笠間地区と友部地区では屋外拡声機による放送と、放送システムに違いがあります。合併にあたって放送内容統一について検討した結果、旧岩間町で行っていた防災無線による広報を、友部地区・笠間地区の屋外拡声機で行うことは放送時間など総合的に判断して難しいため、本来の防災行政無線の放送範囲である防災情報のほかは防犯・人探しなどの人命に係る情報、クリーン作戦や狂犬病予防注射の中止など緊急を要する情報のみを放送することと統一しました。 そのような経緯により、旧岩間町で行っていた防災無線による広報を復活することはできません。今後とも、見やすく読みやすい週報・広報紙作りを心がけながら情報の伝達を図っていきます。	

8	
【質問】 ①郷土に関わる考古遺物、民俗資料、歴史資料等の保管と展示をする施設の設置を要望したい。 ・すでにある資料館は余裕がなくなっている ・市内の遺跡からの遺物が相当量あり保管が急務である ・市民から市への委託申し出のある貴重物品の保管もある さらに、展示公開して市民の意識の高揚と観光資源の場としたい。	

②笠間城跡の発掘、調査をすることを要望したい。史跡として笠間の歴史の解明をして、価値ある史跡を保存するが、さらには県指定、国指定へ進めたい。これにより将来は歴史公園として芸森公園と双壁観光の拠点としたい。
【回答】(担当課 生涯学習課) ① ご質問の歴史資料等の保管・展示に関する施設につきましては、今秋に移転が決まっています。現岩間公民館及び図書館の跡を利用することで対応を計画しています。その中では、公民館を保管、図書館を展示利用とする予定ですが、計画の細部についてはこれから策定していきます。 ② ご質問の笠間城跡の発掘につきましては、歴史的に大変価値があるものと考えております。しかしながら、調査はかなり大規模なものとなることが予想され、現状においての財政面の措置は困難であると考えられます。よってご質問にもあるように県指定・国指定への上位指定の事務手続きを当面の取り組みとしていきたいと考えています。

9	
【質問】	
①飼い主が犬を散歩させるときには、道路やグラウンドに糞をそのままにしている方がいる。また、袋やシャベル等を持たない方や持っても使用しない方が多く見られます。	
②クリーン作戦実施後に、アキカン、残飯を入れた袋などを道路に捨てている方がいます。これらに対する道徳心向上のPRや条例で罰則を課するなど、取り締まる方策を検討していただけないでしょうか。	
【回答】(担当課 環境保全課)	
①動物の愛護及び管理に関する法律及び茨城県動物の愛護及び管理に関する条例に、動物の所有者の責任として「公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にしたり、人に迷惑をかけたりしないこと。」と規定されています。	
これまで、犬の糞害の飼い主への啓発としましては、毎年4月に行っている狂犬病予防集合注射及び6月に行っている追加集合注射の実施時に糞の処理をふくめた犬の飼い方のチラシを配布しています。	
今までの犬の糞についての啓発としては、市報及び広報かさまお知らせ版で掲載しています。	
動物の愛護及び管理に関する法律、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例、笠間市すみよい環境条例のいずれにも、犬の糞害についての罰則規定はありませんが、今後とも啓発活動を強化して対応していきたいと存じます。	
②ポイ捨てごみにつきましては、ボランティアの方やシルバー人材センターへの委託、職員での対応など随時ごみの回収を行なっています。その際、ごみの中に投棄した者の氏名等判別できるものがあれば当人に回収を指示、また、悪質なものについては警察に通報します。	
法律や条例に罰則はありますが、まずは市民の方と行政で常にポイ捨てされる場所をきれいにし、ごみを捨てさせない環境づくりが必要と考えて取り組んでいます。	

10	
【質問】	
①昨年度の市政懇談会で回答いただいたフットサルコート の推進状況について教えてほしい。	
②不審者も増えている状況のなか、通学路の街灯を優先的に設置してほしい。街灯がなく危険な通学路が存在するため、保護者が送迎できない子どもたちには不安感が大きい。	
【回答】(担当課 ①スポーツ振興課 ②市民活動課)	
①その後ですが、平成19年11月には笠間市体育協会から、総合公園の国道50号に隣接する旧テニスコートにフットサルコートを整備してほしい旨の要望書が提出されています。	
総合公園内の旧テニスコートの利用や活用方策について、フットサルコート の整備も含め、その利活用を検討している状況です。	

施設の整備ですが、現在、施設整備の緊急度、改築の必要性、利用の実態等を考慮し、市内義務教育施設の耐震化に向けた取り組みを計画的に行っている状況であり、ご理解いただきたいと存じます。 また、市民の皆さんのスポーツ活動の推進となる「笠間市スポーツ振興計画」を本年3月に策定し、この中で、笠間市総合公園の「旧テニスコート」の有効利用を検討課題としてしているところです。 ②市内の防犯灯設置基数は約 7、500 基あり、そのうち笠間市が通学路等に設置している防犯灯は、笠間地区約 300 基、友部地区約 850 基、岩間地区約 100 基、合計約 1、250 基あります。 通学路の防犯灯につきましては、学区内の校長の要望により、必要箇所を市が確認して設置しています。 また、主要通学路につきましては概ね設置しておりますが、未整備地区につきましては学校長と協議して設置していきます。
--

11	
【質問】 ①ガソリンをはじめとして諸物価が著しく高騰している今日、我々中小企業の経営努力による企業経営も限界に達している。国・県の中小企業支援策に効果が目に見えない状況下において、市として支援している市町村金融（自治金融及び振興金融）等の融資支援以外の支援策について具体的にお聞かせください。 ②茨城中央工業団地に平成23年4月に大型店（イオン）の進出が予定されているが、地元商業者には甚大な影響を与えるものと思われます。地元商業対策をどのように考えているかお聞かせください。 ③市の財政削減策についての具体的な内容と、さらに職員に対して経費の無駄を省くための啓蒙活動をどのように行っているかお聞かせください。 ④法人会という組織の存在と活動内容及び市への貢献度について、どの程度理解されているかお聞かせください。	
【回答】（担当課 ①・②商工観光課 ③財政課・管財課・総務課 ④税務課） ①物価高騰による市の支援策について 市の制度としては、県の信用保証協会の承諾を受けた自治金融及び振興金融に関わる保証料補給のほか、自治金融及び振興金融に関わる方々への利子補給を実施しております。その他、国の制度であるセーフティーネット（中小企業信用保険法に基づく経営安定関連補償制度）では、申請の際には、市認定により融資の活用ができるなど側面的に支援を行っています。 ②イオン進出による商業対策について 今回のイオン出店計画は、高速交通網を活用した広域商圈型複合商業施設の整備を提案しており、既存の商店とは役割が異なっていると考えておりますが、少なからず影響があるものと思われます。 イオンから提案されているテナント誘致計画においても、地元商業者の積極的な参加や地域の特色を活かしたイベントの開催などが示されておりますが、その他、イオンに訪れた市外・県外のお客さまを誘導するために、市内で実施される様々なイベントなどのPRの他、愛宕山・北山公園・稲荷神社・各美術館などの観光拠点と連携した観光PR活動等を行うことにより、観光客誘致というビジネスチャンスの側面を地元の商業関係者と協働で進めてまいります。 また、高齢者に配慮した大手にまねのできない地元商業者ならではのきめ細かいサービスを行うなど様々な事業化ができるよう経営革新や意識改革に向けた支援を行うとともに、今年度は商工会主体で空き店舗の活用などの具体的事業化も進行しており、行政においても積極的な支援を行っております。 ③現在笠間市では、平成18年度に策定した「笠間市行財政改革大綱」及び、この大綱に基づき実施すべき改革項目について、平成18年度から平成22年度までの具体的な改革の内容及びスケジュールを明らかにした「実施計画」に沿って事務事業の見直しや、組織機能の合理化などを行っています。 具体的な歳出削減策といたしましては、平成22年度末の目標を68名減、純減率8.0%とした定員適正化計画による人員の削減（現在まで57名減）、愛宕山のスカイロッジやいこいの家はなさか、石井の総合	

公園など各種施設等の民間委託による人件費等の経費削減、金利の高い借入金については、現在の金利の安いものに借換を行うなど歳出の削減に努めているところです。

職員に対して経費の無駄を省くための啓蒙活動についてですが、財政課では、市の予算がどのように使われ、どのような成果が得られたのか市民の方に対し説明責任が求められる中、職員研修を行い企業意識、コスト意識の啓発を行っているところです。また、今年度からは試みに行政評価制度を導入したいと考えており、現在対象事業を選定中です。行政評価制度を導入することにより、行政コストの削減、職員の企画・立案能力の向上に繋がると考えています。

管財課では、電気料、ガソリン等の燃料費、水道使用料を管理し、職員に対しては、財政削減及び地球温暖化対策のため、これらの経費について削減に向けた取組を実行するよう通知しています。

具体的な取組は、事務室では、昼休みの消灯を徹底し、その他会議室等は使用時のみ点灯し、使用後は消灯する。クールビズ（28度設定）、ウォームビズ（20度設定）を実施する。長時間使用しない電気機器類は、プラグをコンセントから抜いておく。公用車については、運転で不要なアイドリングや急発進、急加速を抑制し、エコドライブの徹底に努める。水道については、小まめに蛇口を開閉し、公用車洗車では、バケツに水を汲んで洗車をするなどして、節水に努めています。

また、総務課ではコピー用紙使用量削減のため、両面コピーや両面印刷と使用済み用紙の裏面利用を促進し、事務用品の一括管理による使用節約と詰め替え可能な事務用品の購入を行なっています。また、郵便代削減のため、県庁や同一世帯などの同一宛先への一括郵送・職員世帯への郵便物の手渡し及び本所と支所間の使送便システムの活用を促進しています。

現在、職員一人ひとりが経費削減の意識をもってさまざまな取り組みを行っているところです。

④法人会はよりよい経営者をめざす団体として、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献することを目的として1954年に全国法人会総連合会が結成されました。全国に110万社の会員企業を要する団体として、税のオピニオンリーダーとして地域社会への貢献はもとより地域の振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行なっている団体である、と認識しており、その活動については行政として感謝申し上げます。

また、笠間市においては、笠間地区会・友部地区会・岩間地区会、合わせて560社の企業会員が活躍されております。具体的な活動として租税教室の開催やE-Taxの普及・推進・税の啓発、税制改正の提言、税のマンガ本配布等々の税務行政に多大な貢献をしていただいている団体と認識しています。

12

【質問】

岩間地区にある岩間公民館が岩間支所に移転されますが、跡地はどのように活用するのか計画を知りたい。

【回答】（担当課 生涯学習課）

岩間公民館は、昭和46年7月竣工、8月開館し、建築後36年が経過しています。建物は、鉄筋コンクリート造2階建であり、過去2回ほど雨漏り等の改修工事を行ってきましたが、建物の老朽化はもとより、雨漏りや窓枠の傷み、配管の腐食等（一部使用不能）など付帯設備も老朽化がかなり進んでいます。地域の方々からの、講堂を地域集会所として利用したいという要望ですが、公民館移転後に一般開放するにあたっては、安全性確保の観点から、現在の耐震法に従い耐震・耐力度調査を実施し、補強・改修工事を行わなければ開放施設として供することができない建物となっています。

教育委員会といたしましては、上記のことを考察し、現在の岩間公民館・図書館の利活用法として次のような形態で再利用していきたいと考えています。

1. 現岩間公民館（講堂を含む）現在旧三市町にそれぞれ管理されている、古文書・民具・発掘された埋蔵文化財等の保管及び市役所で使用された過去の公文書等の保管施設として活用したい。
2. 現岩間図書館 昭和60年建築と比較的新しく開放施設として利用できるため、図書館という施設内容を考え、古文書・発掘物等の展示施設として一階を利用し、二階を資料研究施設として活用していきたい。

※ 現岩間公民館は、建設するときに国補助金（公民館建設補助金「鉄筋コンクリート建て耐用年数 60 年」）を受けているために教育施設以外に再利用するためには、補助金返還が発生する。【生涯学習局長通達】

1 3	
【質問】 消防団は地域防災の要であり、昼夜を分かたず各種災害に立ち向かい、地域の安全・安心の確保に努めています。 しかしながら、過疎化や少子高齢化などに伴い、全国的に見て消防団員は減少傾向にあります。 笠間市においても定員 8 0 2 名に対しまして、現在 7 6 1 名であり、これ以上減少が続くと地域の安全安心を確保するうえでは、大変憂慮される状況にあります。 このため、今後も消防団員確保に努めるとともに、若者の入団を呼びかけて行きたいと考えておりますが、入団促進を図る上で報酬等の見直しなどの処遇改善は重要であると考えています。 消防団員報酬につきましては、普通交付税の算入単価や県内市町村の平均よりも笠間市は低い状況にあります。これら消防団員の確保のためにも、団員報酬単価の引き上げ等を望むものであります。 つきましては、財政状況が厳しい中とは存じますが、消防団員の処遇改善につきまして特段のご配慮をお願いします。	
【回答】（担当課 消防本部総務課） 消防団の皆様には日頃から笠間市民が安全安心して生活できるよう日夜活躍をいただいているところであります。団の組織は、1 市 2 町の合併に伴い平成 1 8 年 3 月に笠間市連合消防団として発足し、本年 4 月に新たに笠間市消防団として組織を再編、団本部・3 支団制により、団員数、7 6 1 名・4 6 個分団・消防ポンプ自動車 3 7 車両・可搬動力ポンプ 1 1 機等からなるものであります。 平成 1 9 年度笠間市の一般会計予算に占める消防予算の割合は 5 . 7 % であり、この比率は県内の人口 8 万人～1 0 万人の市と比べた場合、その割合はほぼ同率となっていますが、消防団員の報酬については、県平均を下まわっている状況にあります。 合併から今日まで消防団の処遇改善として、団員服装の統一や消防ポンプ自動車・可搬動力ポンプ等の整備を進めているところであり、団員の報酬等につきましても今年度中に改善方を検討していきたいと考えています。	

1 4	
【質問】 1. 幹線道路の整備計画について ①大古山橋の開通により岩間から友部に入るに便利になりましたが、大古山橋の先から市役所の間の道路にどのようなルートで、また、完成はいつになるのですか。 ②茨城空港開港に伴う笠間市内（特に岩間地区から）空港間のアクセス計画とスケジュールについてお伺いします。 2. 国道 3 5 5 号バイパス（岩間～羽鳥間）について 開通の目途はいつになりますか。また、開通に伴う周辺地域の開発事業は考えていますか。市として、企業、大型店等への誘致等の計画はあるのか、あればお教え願いたい。 3. 今年 3 月に発行された「笠間市防災のしおり」の冊子について、最後のページに避難所マップと避難所の一覧表がのっています。学校、公民館等、その他の公共施設がのっていますが、防災施設としての安全性から耐震診断が済んでいるのか、地震が起きた時に本当に大丈夫なのか、避難所としてふさわしくない所はないのか、伺いたい。	
【回答】（担当課 1. 都市建設課・岩間支所道路整備課 2. 岩間支所道路整備課・企業誘致推進室 3. 総務課） 1. 幹線道路の整備計画について ①市道 1 級 12 号線は、岩間地区と友部地区の両市街地をダイレクトに連絡する重要な幹線道路です。 現在、一部拡幅部を除き、国道 355 号から主要地方道路大洗友部線の旧道までは概ね整備完了しつつあります。その先は、矢野下藤株集落内の現道の西側から旧畜産試験場の畑の中を通り	

友部病院正門前交差点までを、バイパスルートとして、平成 21 年度の概成を目途に用地買収を進めているところです。(都市建設課) ②岩間地区から茨城空港へのアクセス道路の全体計画としましては、常磐道岩間 IC 出口から小美玉市の県立中央高校の東側通り美野里中学校先の国道 6 号まで、県道上吉影岩間線のバイパスとして計画されており、国道 6 号から先は、通称「メロンロード」と呼ばれている広域農道に接続されます。 県におきましては、茨城空港の開港予定である平成 21 年度の供用に向けて、岩間 IC～納場までの区間と張星～国道 6 号までの区間の整備を進めております。現在、90%の用地買収が完了しており、今後も用地買収を重点的に進め、買収でき次第工事に着工していきたいということです。(岩間支所道路整備課) 2. 国道 355 号の開通の目途ですが、県によりますと、笠間市内は舗装を残して概ね整備は完了しており、今後、石岡（旧八郷）地区の開通に合わせて舗装工事をする予定となっております。しかしながら、石岡地内の用地取得が難航しており、現在のところ用地取得に全力を注いでいる状況とのことです。(岩間支所道路整備課) 周辺地域の開発事業についてですが、現時点では考えておりません。また誘致等の計画も今のところありません。(企画政策課企業誘致推進室) 3. 今年 3 月に発行された「笠間市防災のしおり」の避難所についての回答（総務課） ①避難所の耐震診断実施状況について 笠間市の地域防災計画において指定してある避難所は 31 箇所あります。 避難所のうち、昭和 56 年の建築基準法施行令改正による現在の耐震基準で建築されたものが 15 箇所と、耐震診断の結果で改修の必要のないものが 1 箇所、合計 16 箇所が耐震化構造の避難所で耐震化率は 52%であります。 耐震化以外の 15 箇所のうち、耐震診断が済んでいるものが 11 箇所、耐震診断実施率は 73%です。特に小・中学校及び高校の耐震診断は完了しており、改修を必要とする優先度の高いものから順次改修工事を実施する予定です。耐震化診断が未了の市民体育館、武道館、友部公民館の 3 箇所については、今後耐震化診断を実施する予定であります。 なお、現在の岩間公民館の建物は、移転後は文化財等の保管施設として利用することを考えておりますので避難所としては使用できなくなりますが、災害時には、グラウンドを一時集結場所として使用し避難誘導にあたっていきます。 ②地震が起きたときの避難所について 地震の際は、当該避難所が安全であることを確認してから避難所を開設します。 なお、耐震化されていない避難所であっても風水害時には避難所として使用できるので、避難所の指定をしています。

15 【質問】 1. 教育委員会発信の「公立小・中学校の適正規模について」の市の見解について 市内の 14 小学校のうち、現在 12 学級に満たないのは 6 校もある。この指針に従えば、これらの小学校は統合を検討しなければならない。中学校についても、同様に何校かは検討しなければならない。 われわれ岩間二小は明らかにその対象になると考える。創立 120 年の歴史があるが、近年、児童数は顕著に減少し、最近 1 学年 30 人以下になってしまった。現状、将来的に児童数が増える要素は見つからない。 クラス替えができないような学校について、教育面、予算面からも、この指針の必要性については理解できる。しかしながら、小学校の存在は、ちょうど良い規模の地域交流の場となっている。われわれの小学校について、統廃合を地理面から検討すれば、今の地域は、2 つに分断され、地域交流に悪影響がでると想像する。 ①この指針について、具体的にどのような統廃合が検討され、それをいつを目処に決定していくのか。 2. 少子化対策 ・笠間市全体でも、出生数が顕著に低下している。大問題である。 ・国、県、市はそれぞれ少子化対策としてエンゼルプランなるものを政策としている。 ・市は、今年度、22 の事業を重要事務事業として選定し、重点的に事業を推進し、中でも企業誘致と少子化対策に一層力を入れるとっておられる。特に少子化対策として、本年度の重点施策として予算計上された。

- 南小学校児童クラブ室建設事業（3、487 万円） ○地域子育て支援拠点事業（278 万円）
- 保育料軽減事業（1 億 1,250 万円） ○マル福自己負担助成事業（3,310 万円）
- 不妊治療助成事業（160 万円） ○妊婦検診推進事業（2,928 万円）
- 出会い創出事業（40 万円）

②これらの事業全て良いことと思いますが、この予算で、具体的にどのくらいの出生数の増加を見込んでいるのか。

③市街開発と出生数の増減率に相関関係を感じ、地域間格差が生じている。これをどのように考えているのか。

④PTA 予算補助が減っている。PTA 役員の負担が多い。地域交流のもっとも中心となるべき団体とを感じる。予算を計上してほしい。

3. 議論が必要かと思いますが、少子化対策として、次の案はいかがでしょうか。

⑤第3子以降の末っ子が成人になるまで、両親の所得税全額免除。第3子以降については、出産祝金を30万円/人、小・中・高の入学時祝金10万円/人。

⑥跡継ぎ以外の子が、親と同じ小学校区に新居を構えたら、土地取得税免除。両親には5万円の祝金。

⑦結婚届時、夫婦ともに満30歳未満のとき、仲人に10万円。

⑧市内在住の正社員を5名以上雇用できる事務所を市内に新規につくった場合（市内移設は除く）、法人市民税・事業所税を5年間免除で企業誘致。

⑨25～30歳の市民は、出身地区・男女別、指定の公園等の清掃作業（ボランティア）をやらせて、出会いの場をつくる。

【回答】（担当課 ①学務課 ②子ども福祉課 ③企画政策課 ④生涯学習課 ⑤～⑨子ども福祉課ほか）

1. ①県では、今年4月に、急激な少子化の進行に伴う各市町村の小中学校に対する適正配置のための指針、「公立小・中学校の適正規模について」を策定しています。

この基準によりますと、小学校は1学年2学級以上、中学校は3学級以上が適正規模であるとしており、笠間市では、小学校14校中6校、中学校7校中3校がこの基準を満たさない学校ということになります。

これまで学校は、地理的条件や歴史的な経緯、生活圏などにより配置されてきましたが、これからは、笠間市といたしましても、これまでの学区にしばられることなく、合併に伴った幅広い視野に立つとともに、将来に児童生徒数の推移や子どもたちにとって充実した教育環境のあり方としての視点を加えた新たな適正配置について検討する必要があると考えています。

検討するための、方法、スケジュールなど、まだ具体的になっていません。

検討するに当たっては、学校教職員の代表、PTA関係者のみならず、議会代表者や地域の代表者及び学識経験者など幅広い視点から教育環境の整備について意見を求める形になるものと考えます。

2. 説明

○南小学校児童クラブ室建設事業（3、487 万円）について（子ども福祉課）

南小学校児童クラブにつきましては、現在、南小学校の余裕教室を利用し、放課後児童クラブを運営しています。当小学校は、区域内に県営笠間住宅や市営住宅を抱えているため、現在のクラブの定員40名を超える状況にあります。学校の余裕教室が生まれない状況でもあり、このため、20年度に定員60名のクラブ室（約183㎡）を建設するものです。

○地域子育て支援拠点事業（278 万円）（子ども福祉課）

現在、子育て支援事業は、いなだ保育所で週2日間、くるす保育所で週1日、ともべ保育所で週1日実施しております。

今年度、岩間支所内（1階部分126㎡）に地域子育て支援センターを開設し、地域における子育て支援の基盤として、育児不安等の相談指導や、子育てサークルの育成を図る事業を開設するものであります。具体的には、週3日間、1日5時間の実施を予定しています。

子育てに関する知識、経験が豊富な保育士等に従事してもらい、また地域ボランティアの方々の協力を得ながら、紙芝居・読み聞かせ、育児相談・離乳食講座等の取り組みを計画しているところです。

○保育料軽減事業（1 億 1,250 万円）（子ども福祉課）

合併時の懸案事項でありました、保育料の統一につきましては、子育て家庭の経済的負担を考慮し、市の子育て支援策として保育料を軽減し（3市町・各階層の最低額で統一）統一

を図ったところです。これにより、平均保育料は県内 33 市の中で下から 3 番目に位置する低い保育料になっています。

○マル福自己負担助成事業受給者数・事業費（保険年金課）

	平成 18 年度実績		平成 19 年度実績		平成 20 年度見込み	
	受給者数 (人)	事業費 (千円)	受給者数 (人)	事業費 (千円)	受給者数 (人)	事業費 (千円)
妊 産 婦	372	2,809	344	2,431	352	2,511
乳 児	607	4,128	596	4,377	649	4,854
幼児 3 歳未満	1,176	8,600	1,135	7,896	1,016	9,006
幼児 3 歳以上	2,180	16,366	2,170	14,738	2,115	16,732
合 計	4,335	31,903	4,245	29,442	4,132	3,3103

○不妊治療助成事業について（健康増進課）

この制度は、国の少子化対策の一つとして、平成 16 年度より特定不妊治療助成制度が実施されており、県内においても県及び県内 5 自治体において実施されています。

当該事業は、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、県事業補助の上乗せ補助という形で実施しています。

補助金の額及び期間については、特定不妊治療 1 回につき、体外受精 5 万円、顕微授精 10 万円で、経費が補助金の額に満たない時は、当該経費の額です。期間は、1 年度当たり 2 回を限度とし、通算 2 年間補助いたします。

予算計上の額は、県保健所へ申請された人数を計上いたしています。

4 月以降現在まで、1 件の申請があり、数件の照会がありました。今後もホームページ、広報紙等で PR し、経済的負担の一助になるよう努めていきます。

	18 年	19 年	20 年
対象人数	32 人	28 人	32 人予定

○妊婦健診事業について（健康増進課）

この事業は、少子化対策の一環として、母子保健法第 13 条により実施される妊婦健康診査について、より健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容等について変更されました。

回数について、2 回から 5 回に拡大され、実施時期も明確にされました。また、検査等の費用についても、初回が 10,000 円、第 2 回から 5 回が 5,000 円を上限として、助成します。

	18 年	19 年
出 生 者	616 人	638 人
妊 娠 届	622 人	631 人
妊婦・乳児委託経費	13,148 千円	13,341 千円

※ 20 年度予算参考

乳児健診 @ 5,350×550 件×2 回=5,885,000 円
 妊婦健診 初回 @ 10,000×580 件=5,800,000 円
 妊婦健診 2 回～5 回 @ 5,000×880 件×4 回=17,600,000 円

○出会い創出事業(40 万円)の概要について

今年度より、出会い創出のための支援として、新たに 2 つの制度を設けました。1 つ目は、「笠間市出会い創出支援事業助成制度」で、結婚を望む独身男女が、自分に合った相手を見つける機会を得ることができるよう、市内の団体・企業が出会いの事業を行う場合、その経費に対して予算の範囲内で助成する制度です。初年度は、30 万円（3 団体×10 万円）で予算を組んでいます。

2つ目は、「いばらき出会いサポートセンター入会助成制度」で、市内に居住する独身男女が「いばらき出会いサポートセンター」を利用して情報提供を受けるとともに、出会い創出事業へ積極的に参加してもらうことをねらいとして、「いばらき出会いサポートセンター」への入会に対する助成を行う制度です。初年度は、10万円（20名×5千円）で予算を組んでいます。

笠間市としては、この2つの制度を積極的にPRし、結婚を望む独身者に対し、「機会」と「きっかけ」づくりを支援していきたいと考えています。

②これらの事業により、具体的にどのくらい出生数の増加を見込んでいるか。の質問ですが、近年の出生の用件が複雑な社会構造であり、少子化は、個人の生き方・考え方・職場の環境など社会全般に深く係わっています。この事業の実施により、どれくらい出生が増加するというような、具体的な数字は見込めないところですが、市民の皆さんに広くPRを行い事業の推進に努めてまいります。

また、市では子育て支援の環境整備を総合的に実施すべく、少子化対策計画の次世代育成支援行動計画「かさまっ子未来プラン」を作成しました。この計画に基づき、少子化対策事業を総合的に取組むことで、仕事と子育てに関する不安を解消し、少子化に歯止めをかけ、若者人口の安住化を図り「地域みんなで支え合う子育てのまち」を目指していきたいと考えています。

③市街地の整備や宅地開発が行われた地域においては、農村地域よりも出生数の増加により一時的には子どもの数も増加いたしますが、2代目となる若者世代が同居しないという現状も一部見受けられ、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯の割合も年々増加しており、新たな課題と感じているところです。

このような現状から、企業誘致を積極的に進め働く場所を確保するとともに、だれもが子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりに努め、魅力ある住みやすいまちを目指し、22の重要事務事業を展開しているところです。

④市PTA連絡協議会補助金につきましては、合併以前の三市町支出していました金額を合算し計上支出しています。

また、市の補助金検討委員会からの答申におきましても、市が関与しながら運営することが適切であるということから、補助金につきまして減額は考えておりません。

最後に、社会教育補助金は、任意団体が学校教育事業以外の教育事業を行うときの、「事業助成金とする」と明記されています。 国の社会教育審議会 答申より

3. ⑤～⑨

例えば、⑤のなどは、所得税の算定は「所得税法」の規定により、所得から人的控除を含めた各種控除をしたのち、所得がある場合5%から40%までの税率により所得税が課されています。扶養控除については養育費等を考慮し16歳以上23歳未満の人については63万円の扶養控除額となっており、一般の扶養控除38万円よりも控除額が高く設定されています。ご質問の第3子以降が成人するまで両親の所得税全額免除については「所得税法」の改正がない限り免除とはなりません。第3子以降の出産祝金の支給など、今後、県内市の実施状況等を調査したうえで判断してまいりたいと思います。

ご意見ありがとうございました。

16

【質問】岩間第一小学校の子どもたちの安全な登下校のために国道355号線、下郷地区（栄町から上郷入口信号まで）に歩道の設置を！

現在、新渡戸地区方面の子どもたち約30人は、毎日登下校に355号線を通っているが、道幅も狭く線が引かれているだけで、そこは歩道として縁石などで区切られていません。しかし、車は子どもたちの列すれすれのところを遠慮のないスピードで通り過ぎて行きます。途中坂になっているところもあり、私たち親の目から見ても、いつ事故が起きるか心配です。

国道なので、言っても無理なのではと思います。これまで過ごしてきましたが、PTAの集まりや学校評議委員会の席上でも度々話題になっています。

ぜひ、子どもたちの登下校のために、安心して通れる歩道の設置など、安全面での対策を考えてもらえないでしょうか。

【回答】(担当課 岩間支所道路整備課)

国道ですので県に確認したところ、県としましても、「交通バリアフリー法の施行をはじめとして、人にやさしいまちづくりが求められており、歩道の設置や拡幅については重要な課題であると認識しております。しかし、今般要望いただいた国道355号の歩道整備につきましては、現道路敷地に歩道を設置するスペースがない状況にあり、用地買収を伴うことになりますが、道路敷に隣接して、民家や商業店舗等が密集しており、すぐに対応することは難しい状況にあります。また、現在、国道355号のバイパス整備を進めており、バイパスが完成すれば、要望箇所の交通量は少なくなると考えられますので、その段階での状況を見極めながら、地元住民の協力のもと現道路敷の中で何らかの安全対策ができないかなどの検討をしてみたいと思います。」とのことです。

この歩道設置の件については、旧岩間町のときから県へ何度か要望しておりましたが、笠間市となりましても引き続き要望していきたいと思っております。

17

【質問】

- ①環境問題で活動する団体数（サークル等も含む）、補助金の対象となっている団体数及び補助額は。
- ②環境問題は世界的なテーマになっています。具体的にどのような考えを持ち対処するのか。
- ③私どもの団体は市（旧岩間町）の指導を受けて設立されたものではありません。しかし、四半世紀以上の歴史を持っています。加入団体や協力個人会費より運営資金（年会費）をいただいています。この団体に対する市長の考えを聞かせてください。
- ④三市町が合併し、新市が誕生しましたが、不満の声を耳にします。特に岩間地区が取り残されていると聞きます。愛宕山という観光地もあります。予算配分等行政側の対処法を。

【回答】(担当課 ①～③環境保全課 ④企画政策課)

①環境に関する団体は、かさま環境を考える会、友部ごみを考える会、岩間環境美化推進協議会の3つの団体があります。

補助金の対象となっている団体は2つあり、平成20年度予算では、友部ごみを考える会③108,000円、岩間環境美化推進協議会51,000円です。

②笠間市では平成19年度に環境基本計画を作成しました。

この計画は現在の良好な環境を保全し、次代に継承していくための計画です。「豊かな自然との共生 水と緑の里かさま」と目指すべき将来の環境像を定め、市民、事業者、市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むための指標とし、環境の範囲を「自然環境の保全と創造」「快適環境の保全と創造」「生活環境の保全」「循環型社会の構築・地球環境への貢献」「パートナーシップによる環境まちづくりの推進」の5つに分類致しました。その中で、本計画を先導し、特に推進する取り組みを「重点事業」とした内容です。

また、市役所の地球温暖化対策におきましても、室内では必要箇所以外の消灯、電気機器類の待機電源の切断、クールビズ、室外では公用車のアイドリングストップ、ハイブリット車の購入、ノーマイカーディーの実施、グリーン購入、クリーン作戦、廃棄物の分別の徹底などを実施しています。

市役所は市内でも有数の事業者・消費者であり、その活動に伴う環境負荷も相当に大きなものがあります。また行政として、市民や事業者に対して環境保全の取組みを促すリーダーとしての立場もあります。このことから、日常の事務・事業において率先して環境負荷の低減に努めていく必要があり、この計画の重点事業「ストップ温暖化プロジェクト」のなかで「市役所地球温暖化対策率先実行計画」を定め、温室効果ガスの排出抑制を行い、率先的に地球温暖化防止に取り組んでまいります。そのために、製品を購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」や公共施設の整備にあたっては省エネルギー型の高効率機器の導入を推進します。

また、笠間市においては市民団体・事業者・市による「レジ袋削減懇談会」が地球温暖化対策等のためにレジ袋有料化に向けて協議を行い、6月1日より市内の4事業者8店舗で有料化を実施しています。

③笠間市岩間環境美化推進協議会は、今年で発足２６年になりますが、この間、年３回のクリーン作戦を続けられ、市民一体となって地域の美化にご協力いただき心から敬意を表したいと思います。

市では、「環境基本計画」に基づき、引き続き環境美化推進に取り組んでまいりますが、協議会におかれても、行政と共に環境美化活動に取り組んでいただければ大変有難いと思います。環境美化に対する市民の意識を啓発するためには、協議会の活動は非常に重要だと考えておりますので、市といたしましても協議会活動のＰＲに努め、今後ともご協力をいただきながら、環境施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

④新市が誕生し２年余りが経過しましたが、この間、市といたしましては様々な制度の統一等により、市民の一体感の醸成に努めてきました。平成１９年４月には新しいまちづくりの指針となる総合計画を策定し、計画に基づいた施策を展開しているところです。

特に岩間地区が取り残されているとのことですが、現在笠間市において予定しています事業としまして、岩間駅周辺整備事業があり、平成２２年度の完成を目指しています。全体事業費は岩間駅東大通線の延伸分も含めまして、約３６億円となっており、市の重要事業として進めているところです。また、岩間駅東地区においては、駅周辺の利便性や居住環境の向上を図るため、土地区画整理事業も併せて進めているところです。

教育施設の整備としましては、岩間中学校の整備を平成２１年度完成に向けて実施しています。また、老朽化している図書館、公民館については、岩間支所に移すことで決定し、今年秋の開館に向け整備を進めています。

愛宕山周辺につきましても、地域資源を生かした農業と観光を結びつける施策を展開しており、通年型観光拠点施設として整備を進めているところです。

今後とも、特定の地区だけ取り残されると感じる事が無いよう、それぞれの地域の特性に合わせた整備を進めていきますので、ご理解をいただけますようよろしくお願いします。

１８

【質問】観光地として笠間は年間多くの観光客が来られますが、団体客が食事を施設がなく、他の地域に行かれてしまいます。

当会としては、自然薯の産地としてかなり名が通ってきており、特産品としての販売、さらに麦とろ井を多くの方に提供できる施設があればと考えています。他の産地では市の協力により自然薯会館等を開設しているところもあり、全国でも生産本数、品質共にトップクラスのこだわりを持っていますので、何とか生かす手立てをご検討いただきたい。

【回答】（担当課 農政課）

市内で生産される優れた農産物は、重要な地域資源であり、笠間市の農業振興や物産としての観光面にも大きく貢献をしています。

市内で生産される農産物としては、すでに栗が全国で１、２位の産地に、梅については県内第１位の生産量を誇っており、更には、米も特Ａ産地に指定されております。

販売面においては、ＪＡによる直売所や、市内の観光施設での地元産物ブースなど一部あるものの、ほとんどが市場による出荷販売となっているのが現状であり、笠間の農産物としての市内外の認知度は、今ひとつといったところであります。やはり、農産物を安定的に販売するためには量、質、価格、イメージ、インパクトなどが不可欠であると考えます。

このような現状課題を踏まえ、今後、自然薯を含めた本市の顔となる主要な農産物を総合的に振興するため、地域ブランド化を推進するとともに、付加価値の高い加工品開発などを検討しながら競争力のある産地形成と販売力強化を図っていく考えです。

具体的な施策としては、茨城県が推奨する「うまいもんどころ食彩運動」・「銘柄指定」などの推進や、

現在検討している市独自のブランド認証制度（かさまの粹）を早期に確立し、農産物を市の推奨品として登録・PRすることにより販路拡大につなげてまいりたいと考えています。

19

【質問】現在、笠間地区においては、2箇所の公民館（寺崎・みなみ公民館）を利用して、「いきいきヘルス体操教室」を月2回ずつ開いております。ついては、市民のみなさんへ周知を図りたく、行政の協力をいただければと提案します。案として、各家庭配布の広報かさま等に掲載いただければと考えます。題材としては身近な内容で簡単なもので、1回限りではなく開催ごとに掲載はいかがでしょうか。笠間地区においては、6ヶ月置きに各地域で行なう計画をしています。

ほかに良い案があれば教えてください。

【回答】（担当課 秘書課）

シルバリーハビリ体操は、寝たきりや介護の予防など、高齢化社会に対応するために考案された茨城県独自の健康体操と認識しております。笠間市でも資格を持った指導士の皆さんがこの体操の普及に尽力されており、「広報かさま」でもその活動を紹介した経緯があります。今後も、開催時の案内や活動の内容などを「広報かさま」や「お知らせ版」等に掲載し、シルバリーハビリ体操のいっそうの普及に協力させていただきます。

20

【質問】

①笠間市内の小中学校における、スクールソーシャルワーカーの配置と方向性について教えていただきたい。（生徒たちが引き起こすさまざまな問題を解決していく上で家庭環境の改善が必要であり、必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関と連携を取り、適切な指導ができる体制を早期に実現していただきたいと考えております。）

②少子化傾向で児童生徒数が減少し、生徒数・学級数で教師の人数割合が決定されてしまう一方、国や県の教育指針の変更や研究・研修に関する計画書・報告書の提出など、先生方の職務は想像を絶する激務傾向にあります。教職員の定数は、国や県の指導方針により決定されているとは思いますが、このような状況を把握されているのでしょうか。また、笠間市の将来を担う子どもたちの教育現場を改善していく考えはありますか。

③現在、生涯学習課が主管となり、小学校の新入生保護者と中学生の保護者を対象に「家庭教育学級」が開催されておりますが、もっとも必要な時期は新生児～保育所・幼稚園入所時ではないかと思えます。この時期の子どもとの接し方を間違えると、中学生では修正できません。

親の精神年齢が低下傾向になる中、家庭教育学級の改善を検討していただきたい。

【回答】（担当課 ①②学務課 ③生涯学習課）

①笠間市は、現在、中学校を中心に、生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となり得る者を身近におき、心のゆとりを持てるような環境を提供するため、市では「心の教室相談員」を配置しております。

また、いじめや不登校等の問題行動に対応するため、臨床心理士や専門家を「スクールカウンセラー」として配置しており、児童生徒や保護者、教職員への相談活動を行っており、必要に応じて関係機関との連携を図っております。

スクールソーシャルワーカーの配置については、現在考えておりませんが、今後の学校の実情の変化等を踏まえ検討したいと考えております。

なお、市では、これまでも学校警察連絡協議会を組織して子どもたちの様々な問題について話し合っておりました。その中には保護司や民生委員などの代表者も入っていただき、より幅広い対応ができるようしております。

②ご質問の教育現場の改善に関してですが、笠間中学校を例に取りますと、現在、笠間中学校に対しては教職員定数に加え、県より4名の教員が加配措置されております。

内訳としましては、少人数指導のための教員が3名、これは学力向上のための学習指導の充実・改善を目的とした教員増です。あと1名は不登校解消支援員です。これは、不登校生徒解消のための教員加配措置です。つまり、教職員配置定数より4名増員されております。この教

員は、事務処理等も当然分担しますので、ご指摘の教職員個々の事務処理等は軽減されております。他の小中学校も同様でございます。

また、教育現場を改善して行く考えのご質問であります。価値観の多様化や教育の相違などから学校や教職員に対する要望も増えております。教育委員会としましては、各学校教育のあらゆる面で支援を一層充実していきたいと考えます。

③「家庭教育学級」について、合併前は、旧笠間市では公立幼稚園・保育所も対象に実施しておりましたが、合併を機会として、１８年度より市内の私立を含めた全保育所・幼稚園等にも呼びかけまして、市内すべての幼稚園・保育所においても「家庭教育学級」を実施していただいております。

平成１９年度の実績は、幼稚園・保育園・小学校・中学校において２０１回の講座開催（参加延べ人数 １３，５１０人）となっております。

本年度も、すべての小中学校・幼稚園・保育園において年５～６回の「家庭教育学級」講座を企画していただき実施しております。

また、笠間・友部・岩間の各公民館においても就園していない乳幼児を持つ親子を対象に事業をおこなっております。

生涯学習課には、家庭教育学級を担当する社会教育指導員を２名配置し、各学校や幼稚園・保育所等で実施する「家庭教育学級」の運営に対して指導・助言を行っています。

２１

【質問】

①農作物の地産地消のデータなどがありましたら教えてください。また、その取り組みなど計画がありましたら聞かせてください。

②笠間の市街地の緑が少ないように思います。観光笠間市として好感を上げるには緑豊かな観光地は売りになると思いますが、木漏れ日の下で稲荷まいり、焼き物の散策など喜ばれると思います。駅舎、お稲荷さんなどは特に大樹があってほしいし、観光散策の動線を豊かな緑の木でつくれると良いとおもう。市としての考えを聞かせてください。

【回答】（担当課 ①農政課 ②都市計画課）

①地産地消とは、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することですが、笠間市では、現在、友部地区において学校給食等で取組みを行っております。

これまでの経過としましては、小中学校の学校給食として、平成１２年４月より米飯に地元産「ゆめひたち」の使用を開始し、また、野菜については、平成１５年９月より７つの小中学校のほかともべ保育所、社会福祉協議会友部支所の９施設で野菜の使用を開始しました。当初は「ネギ」と「キュウリ」の２品目から始まりましたが、現在では２４品目の提供を行っております。なお、現在では小中学校給食の米飯につきましては、笠間地区、岩間地区とも１００％笠間産のコシヒカリを使用しております。

今後は、全市的な取り組みとして、食育を含めた地産地消の推進を教育委員会及び関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

また、市民の皆さまへの提供につきましては、直売所やスーパーでの地元野菜売り場コーナーなどを利用していただくこととなりますが、地元でどのような農産物が生産されているのかをお知らせするＰＲ活動も含め、関係機関と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

◎ 友部地区学校給食の概要

１．販売額の推移

年度	品目数	販売額（円）
１５	７	１，７６４，２１８
１６	１４	２，０９０，５６５
１７	１５	３，５７７，１２１
１８	１６	５，５３３，２２６
１９	２２	５，３５６，３７４

2. 食数 9施設で1日約3,700食

3. 食材の品目 (H20年度 24品目)

大根、かぼちゃ、いんげん、にんじん、小松菜、さつまいも、ねぎ、ごぼう、じゃがいも、ほうれん草、きゃべつ、白菜、トマト、たまねぎ、なす、きゅうり、しいたけ、栗、にんにく、自然薯、むかご、古代米、梨、りんご

4. 生産者 JA各部会を中心とした20名

(エコファーマー取得者13名、特別栽培認証者2名)

②「緑豊かな観光地」への提言でございますが、おっしゃるように緑が多く木立があると人の心も安らぎ、そこに住む人や観光で来られた方にとっても豊かな気持ちで散策できるものと思います。残念ながら笠間稲荷神社周辺には緑が多くあるとは言えませんが、現実的には、道路幅や歩道幅が十分に確保されていないことなどから、街路樹の整備は難しい現状であります。しかし、市内には緑地帯として芸術の森公園や都市公園等が点在しております。

本市では、まちづくりにおける緑地の重要性を充分認識し、道路空間の一部にあるポケットパークや歩道整備等に合わせ出来る限り街路樹等を植栽するよう努めております。また、笠間市総合計画でも述べておりますように癒しや安らぎ、感動を与える観光・交流活動の展開に向け、そこに住む人たちと共同で「緑豊かな観光地」の実現を目指してまいりたいと思います。

22

【質問】

①「小原を住みよくする会」は30年余りの歴史を持ち、会員370戸の組織により事業を行なっています。事業費としては、会費1,000円×370戸、ゴミを考える会主催によるフリーマーケットの売上金、お祝金等でまかなっていますが、事業費としては十分ではありません。本小原地域は長年にわたり地域の活性化を図り、まちづくりのために活動を続けています。つきましては、財政厳しい折とは思いますが、今後も小原地域の発展のため、活動助成をくださいますよう要望します。

②現在体育祭で使用している三賞トロフィーは旧友部町時代にいただいたものを活用しておりますが、合併し、新笠間市がスタートした記念として、トロフィーの贈呈をお願いします。

③小原地区県営畑地帯総合整備事業における県道バイパス杉崎・友部線の地区外は二期工事計画になっていますが、進捗状況と今後の方針について伺います。

上記の県道バイパスでは、小原公民館が計画路線上にあり、この公民館の補償（道路新設に伴う補償を含め）はどのようにするのか。また、あわせて、小原地区の農業集落排水の計画についてもお聞きしたい。

【回答】(担当課 ①市民活動課 ②秘書課 ③都市建設課・下水道課集落排水推進室)

①活動助成についてのご質問ですが、平成19年度より、「笠間市まちづくり市民活動助成事業」を創設し、新市における市民参画を推進するとともに、市民と行政がそれぞれの役割を分担しながら「まちづくり」に取り組むために、活動経費に対する助成を行っております。

この制度は、団体の事業に対して、原則、1度限りの助成を行うものです。助成金は、対象事業経費の2分の1以内で、10万円を限度としております。

なお、助成の有無、助成金額は、市民・職員による審査会を開催し、募集要領に基づき、申請書類の内容について審査を行い決定しております。

平成19年度は17団体から145万4千円の要望があり、審査会の結果、15団体へ総額96万円を助成しております。平成20年度は、既に第1回目の募集が終了し、5団体へ

助成を決定しております。現在、第2回目の募集を8月29日まで行っておりますのでご相談の上、助成事業の申請をしていただければ幸いです。

②小原を住みよくする会の体育祭については、28回の開催実績があり、地域コミュニティの形成や地域交流を考えた場合とてもよい事業であると認識しております。体育祭のトロフィーの件でございますが、現在のトロフィーは、小原を住みよくする会の発足当初、事業支援として補助事業の豊かな村づくり事業を活用して支援を行ったものでございます。合併した記念としてトロフィーの贈呈をという事ですが、①でお答えしております「笠間市まちづくり市民活動助成事業」を活用していただき事業計画の中でトロフィーの購入をお願いしたいと存じます。

また、小原を住みよくする会については、広報かさまの「かさま市民力」に掲載しご紹介いたしましたし

たが、特色ある事業については、広報等を活用し、市民の皆さんに PR してまいりたいと思います。 ③県道杉崎友部線は、国道 50 号線から小原集落内の通り友部駅北口、そして宍戸駅北側の国道 355 号線に通じる重要な幹線道路であり、県事業として整備を進めております。現在は、「小原地区県営畑地帯総合整備事業区域内をバイパスとして整備する事業」と「友部駅周辺整備事業区域内の南友部十字路の点滅信号交差点付近の拡幅事業」の 2 箇所の整備のための用地買収を行っているところです。 今後の整備方針ということですが、友部駅北口周辺から都市計画道路宿大沢環状線までの区間については特に交通が多く、舗道もなく狭隘なことから大変危険な状況であると認識しておりますので、市としましては、まずこの区間の整備を平成 25 年頃までに完了していただけるよう県に要望しているところです。 小原地区の 2 期工事につきましては、これらの進捗状況をみながら要望して参りたいと考えております。小原公民館の補償方法等については、その後の検討事項となると思われますのでご理解いただきたいと思います。(都市建設課) 小原地区の農業集落排水は、友部北部地区農業集落排水事業として 2 期計画で概ね平成 30 年度までに施設整備を行う計画となっております。 1 期地区の事業計画は、今年度を実施設計を行い、平成 21 年度から管路施設工事に入り、平成 25 年度までに整備する計画です。 小原公民館は、1 期地区内にあり、県道の整備時期が不明であるため、現道へ管路の埋設を計画しております。(下水道課農業集落排水推進室)
--

23	
【質問】	毎月「子育てサロン」を運営活動をしていく中で、万一の突発的な事故に対する不安が絶えずつきまとっている。笠間支部更女負担で参加親子に対して保険を掛けているが、社会福祉協議会のふれあいサロン傷害補償保険対応には限度がある。なにか良い手立てはないでしょうか。
【回答】(担当課 社会福祉課)	笠間市更生保護女性会の皆さんには、「子育てサロン」等のボランティア活動にご尽力いただいておりますこと、さらに市の各種行事や活動にご協力いただいておりますことに対しまして厚くお礼申し上げます。 さて、ご質問の突発的な事故等に対しての備えが不十分ではとのご意見ですが、確認させていただきましたところ、自ら加入されている社会福祉協議会の傷害保険に加えて、やはり社会福祉協議会が加入する県社会福祉協議会のボランティア保険等の補償がありますし、それ以上に補償範囲が広がれば全国市長会の傷害保険等の適用も考えられます。状況に応じてこれらの保険を組み合わせることで補償対象とすることができると存じます。人の生命身体に対する保険ですのでこれで充分ということはありませんでしょうが、活動運営を支え、安定を図る一助として有効ものと考えております。

24	
【質問】 CO2 削減に取り組んでいることなどを教えてください。	
【回答】(担当課 環境保全課)	笠間市では、「笠間市環境基本計画」を平成 19 年度に策定し、市民、事業者、市が連携して、環境負荷の少ない環境にやさしいまちづくりに取り組むための、行動指針を定めています。この計画の重点施策に、地球温暖化対策としての「エコオフィス推進事業」があります。 市役所では、この「エコオフィス推進事業」をより積極的に取り組むために、平成 19 年度に「笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、行政として、また、市民や事業者に対して環境保全の取り組みを促すリーダーとして、率先して環境負荷の低減に努めるべく、温室効果ガスの排出抑制対策を行っております。 「笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画」は、平成 18 年度の実績を基準とし、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間で、市役所の電気使用量、ガソリン使用量、ガソリン以外の燃料使用量、水使用量をそれぞれ 6 %削減し、また、コピー用紙購入量を 10 %削減することにより、市役所から排出される温室効果ガスの総排出量を削減していこうとするものです。 具体的な取り組みとしては、昼休みの消灯（一部窓口は除く）、電気機器類の待機電源の切

断、クールビズ、公用車のアイドリングストップ、ハイブリット車の購入、ノーマイカーデーの実施、グリーン購入、緑のカーテン、コピーの両面印刷など、積極的に取り組んでいます。 また、6月1日から市内の4事業者8店舗でレジ袋の有料化が始まり、また8月1日からは新たに5店舗でレジ袋の有料化が開始されます。 このような施策を通して、笠間市ではCO2の削減に取り組んでおり、「笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画」の実施状況については、毎年1回公表することとしています。
--

25	
【質問】 ①国民文化祭の開催について、市内回覧では「春風萬里荘」を中心としてという程度の内容だったと思います。もっと具体的な内容を早めに知りたい。 ②水戸地区を世界遺産にという働きかけが出ているようです。もし、そうした場合、笠間地域はどのような意識を持ち、育て、意識化したらいと思われませんか。 ③7月15日（火）に、笠間市文化協会が新しくスタートしました。行政も教育も観光も自然景観も産業も福祉も、すべて「文化」であり、住民の意識、生きる姿、未来につながる希望だと思えます。どのような文化を育み、どのような意識を備える住民が多くなることを望み、それを特色ある県民性に結びたいと思いませんか。	
【回答】（担当課 生涯学習課） ①広報かさま7月号の裏表紙に、第23回国民文化祭・いばらき2008の笠間市で開催されるプログラムの日程を掲載いたしました。笠間では10月31日～11月9日までに「笠間・炎の祭典」として笠間芸術の森公園・工芸の丘を中心に、「匠のまつり」「酒と食と器展」「花と器と炎展」を開催するとともに日動美術館、春風萬里荘等で「国民文化祭関連特別企画展」が行われます。また、「ストーン文化フェスティバル」が笠間芸術の森公園、中野組石材工業（株）石切場で開催されます。 今後、国民文化祭開催までの間、広報誌やホームページにおいて、県内及び笠間市内で開催される具体的内容についてお知らせいたします。また、本日、公式ガイドブックを配布させていただきますので、ご覧いただければと思います。 ②ご質問にありますとおり水戸市では、「水戸藩の学問・教育遺産群」として弘道館・偕楽園をはじめとする貴重な歴史遺産を世界遺産に登録することを目指しています。 当笠間市には、笠間稲荷神社・笠間城跡・難台山城址等、地域が創設し伝えてきたすばらしい文化遺産や景勝地が数多くあります。 笠間市の文化財は、国・県・市指定を合わせますと137件もあり、どれもすばらしい地域の財産であると考えております。 近隣の水戸市において世界遺産へ登録活動がされているのを期に、笠間市民の皆さんに改めて市内の文化遺産や景勝地についての認識を深め、次世代へ継承していければと考えます。 ③笠間市の風土や歴史を背景とし創設された芸術・文化は、まさに市民が輝き、心の豊かさを養えるものだと考えております。特に背伸びや意識することなく、その地域にあった、その人にあったものを文化協会や個人が育てていただくのが大切と考えます。	

26	
【質問】 ゴミ袋について 燃えるごみの回収袋には氏名を記入することになっているはずだが、未記入のことが多いのが実態である。これについては、制度の導入時から問題視する声があったが、中身に責任をもつという見地からあえて押し進めてきたと理解している。 しかし、最近の状況をみるとこれはまったく形骸化しており、袋に氏名欄を印刷する意義が感じられない。氏名欄の必要性はあるのか、印刷の手間とインクが無駄ではないか、回収の実態などから検討をしておしてはどうか。	

【回答】(担当課 環境保全課)

ごみの減量、リサイクルの推進を図ることを目的として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が平成12年4月に施行され、市町村におけるごみの減量化及び資源の有効利用が義務付けられ循環型社会の推進を図ることとなりました。

ごみ処理の主体は、ごみとして排出された後の収集・運搬・処理、資源化、処分は行政が行ないますが、ごみとして排出されるまでの資源化等については、排出者自らが行なうものであります。このことから、ごみ袋に氏名を記入することにより分別収集を徹底し、家庭内から排出されるごみの資源化、減量化をお願いしているところです。

しかし、現実には、ゴミ袋の中に不燃物を混入している方がまだ見受けられ、それが焼却施設の傷みの原因や処理の妨げになっていることも事実です。

ご指摘のとおりごみ袋への氏名記入について形骸化している実態も一部見受けられますが、氏名を記入することで、排出者が明確になり、ごみを出すことの責任感が醸成され分別収集の徹底を図ることが出来ると考えます。今後はごみ出しのルールを再確認すべく更なる周知を図っていきたいと考えております。

27

【質問】

①笠間市合併前に、友部中学校改修後に計画されていた宍戸小学校の施設の老朽化・耐震対策についての今後の計画について。

②学校の安全面について、現在の人の出入りが自由となっている宍戸小学校の南側入口（門）2ヶ所を不審者・安全対策のためにも早急に改修していただけないでしょうか。

③通学路について

ー1「大田町314ー2先・大工町踏切付近」への歩行者用信号機の設置要望について

ー2宍戸駅前通り、宍戸橋付近の交差点から矢の下へ向かう道・はなさか（橋爪地区内）の坂道の歩道の確保など、歩行者の安全確保への対策について。

【回答】(担当課 ①・②学務課 ③市民活動課・都市建設課)

①宍戸小学校の施設の老朽化、耐震対策についての今後の計画ですが、市内の公立学校等施設は小学校14校、中学校7校、幼稚園2園です。

この施設のなかで、耐震化問題となっております昭和56年以前の施設は、平成20年7月現在、小学校が9校、中学校が4校、幼稚園が2園あります。

このような状況のなか、「どこの施設から改修を実施していかなくては、ならないか」の耐震化優先度調査を実施し、平成18年10月に笠間市公立学校施設整備事業計画を策定いたしました。

この計画に基づき、平成18・19年度に友部中学校の校舎を改修し、平成20・21年度にかけて岩間中学校の校舎を改修しているところです。

宍戸小学校につきましても昭和52年に建築された校舎であり、耐震診断調査後、その結果に基づく整備を図ってまいりたいと考えております。

②次に学校の安全でございますが、近年、犯罪が著しく増加する中で、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることが重要となっております。

笠間市内の学校においては、不審者の侵入等の防止対策として不審者侵入時の対応マニュアルを作成し、学校内での職員の防犯意識の向上や避難訓練、また学校外での保護者の皆様やボランティア等の登下校の見守り活動や子どもを守る110番の家のご協力をお願いしているところであります。

ご質問の小学校南側の入口2箇所につきましても、不審者の侵入等を防ぐ重要な対策であると認識しており本年度、門扉を整備する予定であります。

③ー1信号機の設置につきましては、県警本部や公安委員会が設置の必要性や事故の多さなどを調査して、要望の中から、必要性の高い順から設置しています。

市は、毎年市内の要望を取りまとめ警察署に信号機を要望しており、この「大田町324ー2地先・大工町踏切付近」の設置は平成19年度に要望しています。今年度も引き続き要望してまいります。

(市民活動課)

③-2	ご要望のありました穴戸駅前通りは旧国道355号、穴戸橋付近～矢野下へ向かう道路は主要地方道路大洗友部線、橋爪地内の坂道は県道平友部停車場線でありますので県の対応となりますが、市としましても歩道の設置や拡幅は重要な課題であると認識しています。 まず、穴戸駅前通りですが、家屋が密集しており拡幅が困難であるということからバイパスが整備された経緯がありますので、多くの家屋移転が伴う歩道設置等は当面は困難であると判断されます。 また、矢野下へ向かう大洗友部線についても穴戸橋の架け替えや、涸沼川改修の問題があり、すぐには対応することは難しいとのことですが、道路だけでも早急に改良できるよう要望してまいりたいと思います。 最後に、平友部停車場線の橋爪地内の坂道部分についてですが、現在、市において穴戸小学校前交差点から常磐線の大沢跨線橋まで、バイパス的な都市計画道路上町大沢線の整備を行っています。この道路は平成23年度の完成を目指して整備を進めており、完成すれば歩行者の安全も確保されるものと期待しています。(都市建設課)
-----	--

28	
【質問】	水路の環境整備について
	美原1丁目→美原3丁目→友部小学校屋内プール横→グラウンド→二ツ池と流れている水路の環境整備についてお願いします。 ①蚊の発生が多く伝染病の危険にさらされています。 ②水路の中にゴミが多く縁には雑草雑木が繁茂しています。
【回答】	(担当課 本所道路整備課)
	当該水路につきましては、昭和61年に美原団地開発(県開発)に伴い3面コンクリートにより整備されたものを、開発業者から旧友部町に移管された水路でございます。現地調査をしたところ比較的清い水が流れており、水路の中もさほどゴミ等は無い状況でございます。ただ、境界杭と3面コンクリートの間の土の部分に雑草・雑木等が生い茂っている状態でございます。 このような水路の管理につきましては、管理者である市が行うのが当然ですが、管内のこのような水路が相当あります。限られた予算の中で管理をしていくのには限度があることから、水路に限らず、道路も含めて、小枝払い及び草刈等について各地区をお願いをしているところです。 今回につきましては、雑木等の繁茂状況が大変悪いことから、市の方で雑草・雑木の除去を行います。次回以降につきましては、地元で管理をしていただくようご協力のほどお願いいたします。 また、蚊の発生状況につきましても、今回雑草・雑木の除去を行うことにより、多少改善されるものと考えております。

29	
【質問】	保安防災について
①避難場所について	小中学校等は指定されているが、該当建造物の対震度は大丈夫なのか。収容人数と対象者の地区割りはどうなのか。避難場所の掲示・表示が明確ではない。
②災害時の対応	想定訓練等の防災模擬訓練が必要なのでは。現在マニュアルはあるのか。 広域大規模災害時への対応で本部組織と下部組織(現場先訪部隊)は。多数のボランティアへの支持管理運営は。
【回答】	(担当課 総務課)
①避難場所について	・指定避難所の耐震度について 笠間市の地域防災計画において指定してある避難所は31箇所あります。避難所のうち、昭和56年の建築基準法施行令改正による新耐震基準で建築されたものが15箇所と耐震診断の結果で改修の必要のないものが1箇所、合計16箇所が耐震化されている避難所です。 耐震化されていない15箇所のうち、小・中学校及び高校の11箇所は耐震診断が済んでおり、改修を必要とする優先度の高いものから順次改修工事を実施する予定です。また、学校以外で耐震診断が済

んでいない施設も今後耐震診断を実施する予定です。

なお、耐震化されていない避難所であっても風水害時には避難所となるので、避難所の指定をしています。

・避難所の収容人員と地区割りについて

避難所の廊下やトイレなど共用スペースを除く収容可能な面積は31箇所合計で77、200㎡であり、1人当たり2㎡のスペースが目安とされていますので、避難所の収容人員は38、600人を見込んでいます。

地区割りは、中学校区を区域として当該区域内にある最寄りの避難所に行政区を単位として避難することになります。

また、一時集結場所として公園など25箇所を指定していますので、避難所から離れている地区の方はそこに集結後、安全な手段で避難所へ避難していただくことになります。

・避難所の表示看板について

避難所の表示看板については、笠間地区の12箇所の避難所には合併前の表示看板が設置されており、また、北川根小学校には表示看板が設置されておりますが、それ以外は未整備の状況です。避難所の表示看板は、日ごろから備える意味でも必要であると認識しておりますので検討してまいります。

なお、市民への周知としましては、本年3月発行の「笠間市防災のしおり」に避難所マップと避難所一覧を掲載し、各世帯に配布しています。また、笠間市のホームページにも避難所一覧を掲載し周知しています。今後とも、広報紙等を活用して避難所の周知に努めてまいります。

②災害時の対応

・防災訓練について

19年度に策定した笠間市地域防災計画では、災害時に迅速かつ的確に応急対策を実施できるよう防災訓練を行うこととしています。同計画に基づき、市内を5ブロックに分けて、毎年1ブロックを対象に震度6弱の地震発生を想定した総合防災訓練を今年度から実施する予定にしています。今年度は、笠間東部ブロック(笠間小学区・佐城小学区・東小学区)を対象に、笠間小学校を会場として、消防団や陸上自衛隊などの防災関係機関と笠間小児童や自主防災組織など地域住民の参加のもとに行います。内容は、情報伝達訓練・避難訓練・救出訓練・初期消火訓練などの訓練や防災関係の体験・展示を予定しています。

また、災害時における職員初動マニュアルを定めており、マニュアルに基づく職員参集訓練を昨年度から実施しています。今年度は138名の職員を対象に、参集指令を発してから50分以内に定められた場所に参集する内容で去る7月18日の朝に実施し、88%の職員が時間内に参集できました。訓練の結果得られた反省点をふまえて、連絡体制の充実・強化に努めてまいります。

・広域大規模災害時の対応について

市では、災害対策基本法に基づいて、地域防災計画及び災害対策本部条例を定めており、その中で、災害対策本部及び現地災害対策本部の設置基準、本部の構成及び各部・各班の役割分担などについて定めています。大規模災害時には、それらに基づいて対策本部や現地対策本部を設置して対策にあたっていきます。

また大規模災害時には、行政機関だけでは十分な被災者対策ができないことも予想されるため、ボランティアの協力を得て被災者の生活支援や被害の拡大防止を図ることとしています。対策本部にボランティア受入れ窓口を設置し連携協力を図りながら、安否情報や生活情報の収集伝達・避難生活者や在宅高齢者の支援・物資配送拠点での仕分けや配送活動などさまざまな活動に従事していただくこととしています。